

新旧対照表

新					旧				
別表第1 (第3条、第7条関係)					別表第1 (第3条、第7条関係)				
区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更	区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更
鳥獣被害防止総合対策事業費補助金					鳥獣被害防止総合対策事業費補助金				
鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費 (1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ <u>広域柵の再編整備計画策定支援</u> ⑥ サル複合対策 ⑦ 鳥類複合対策 ⑧ 他地域人材活用 ⑨ ICT等新技術の活用 ⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 (2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵の導入 (3) ICT等新技術実証(情報通信技術等を用いた捕獲技術等) (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規猟銃取得支援 (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICTの活用による情報管理の効率化	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑩までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。) (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 <u>(3) 2広域連携型にあつては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑩までの取組に要する経費については、実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。</u> <u>(4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から⑩までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(4)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</u> <u>(5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあつては、整備等の内容に応じた必要最小限</u>	区分の新設、中止又は廃止	鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費 (1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 <u>(新設)</u> ⑤ サル複合対策 ⑥ 鳥類複合対策 ⑦ 他地域人材活用 ⑧ ICT等新技術の活用 ⑨ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 (2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵の導入 (3) ICT等新技術実証(情報通信技術等を用いた捕獲技術等) (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規猟銃取得支援 (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICTの活用による情報管理の効率化	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑨までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。) (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</u> <u>(4) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあつては、整備等の内容に応じた必要最小限</u>	区分の新設、中止又は廃止

鳥獣被害防止総合対策整備事業	(略)	(略)	<p>の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあつては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあつては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(8) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(9) 事業内容欄の1の(6)の①については、1市町村当たり200万円以内(1月の上限20万円)を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(10) 事業内容欄の1の(6)の②については、交付率は2分の1以内、且つ1市町村当たり50万円以内を限度額として補助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(11) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(12) 事業内容欄の1の(8)については、1施設当たり192万円以内(1月の上限16万円)を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(13) 事業内容欄の1の(9)については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p>	(略)	鳥獣被害防止総合対策整備事業	(略)	(略)	<p>の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(5) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあつては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあつては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(8) 事業内容欄の1の(6)の①については、1市町村当たり200万円以内(1月の上限20万円)を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(9) 事業内容欄の1の(6)の②については、交付率は2分の1以内、且つ1市町村当たり50万円以内を限度額として補助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(10) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(11) 事業内容欄の1の(8)については、1施設当たり192万円以内(1月の上限16万円)を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(12) 事業内容欄の1の(9)については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p>	(略)
----------------	-----	-----	---	-----	----------------	-----	-----	--	-----

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	(略)	1 事業費 交付等要綱第4の2の(4)に基づいて行う事業に要する経費(本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合には支援対象とすることができる。) ① 有害捕獲 ② ①により捕獲した個体の処理	(略)	(略)
------------------	-----	---	-----	-----

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	(略)	1 事業費 交付等要綱第4の2の(4)に基づいて行う事業に要する経費(本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合には支援対象とすることができる。) ① 有害捕獲 ② ①により捕獲した個体の処理	(略)	(略)
------------------	-----	---	-----	-----

(注)
鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、それぞれ対応する。

(注)
鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、それぞれ対応する。

別表第2(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。)) (略)

別表第2(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。)) (略)

別表第3(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))

別表第3(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))

1 鳥獣被害防止施設			
① (略)			
②再編整備			
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	74	317
	ネット柵	545	2,055
イノシシ	金網柵(ロール状)	985	4,395
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	635	2,365
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	1,395	6,225
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	975	3,555
③ (略)			
④グレーチング			
		上限単価(万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価(定率、%) (左記以外の場合)
		17.7	50
(注1)～(注5)(略)			
2 処理加工施設			
		上限単価(円/m ²)	
食肉利用等施設		248,000	
焼却施設		381,000	
(注1) 交付対象となる食肉利用等施設又は焼却施設の補助金の限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。			
(注2) 食肉利用等施設のうち、解体機能を有する車両及びコンテナ等を活用した簡易な施設については、適用しないものとする。			

1 鳥獣被害防止施設			
① (略)			
②再編整備			
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	25	225
	ネット柵	192	1,612
イノシシ	金網柵(ロール状)	296	2,726
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	192	1,612
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	430	3,710
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	286	2,426
③ (略)			
(新設)			
(注1)～(注5)(略)			
2 処理加工施設			
		上限単価(円/m ²)	
食肉利用等施設		248,000	
焼却施設		381,000	
(注) 交付対象となる食肉利用等施設又は焼却施設の補助金の限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。			
(新設)			

別表第4(第3条関係)(略)

別表第4(第3条関係)(略)